

第 4 回 新潟駅南口広場再編検討委員会  
2. 仮称バスタ新潟上部空間等の活用について

令和 8 年 2 月

## 2. 仮称バスタ新潟上部空間等の活用について

### 2-1. これまでの検討事項（「仮称バスタ新潟上部空間等」に関する事項）

- 関連する「新潟駅周辺広域交通事業計画検討会」と連携を図り、仮称バスタ新潟上部空間の活用を見据えた「新潟駅南口広場（再編）整備コンセプト（案）」の策定や必要調査等を実施し、上部空間等の活用について検討してきました。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
各年度の 主な検討事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 課題の洗い出し</li> <li>■ 整備コンセプト検討</li> <li>■ 各課題に対する必要調査検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 交通実態調査</li> <li>↳ 市民ニーズ調査</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 交通実態調査</li> <li>■ 市民ニーズ調査               <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 結果に基づく「導入機能」等の検討</li> </ul> </li> <li>■ 課題解決の方向性の検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 上部空間を活用したハード施策</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ロータリーの交通混雑解消にむけたソフト施策(実証実験)検討</li> <li>■ 仮称バスタ新潟の整備に望む事項の整理</li> </ul>
新潟駅 南口広場再編 検討委員会	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第1回検討委員会 (11/27)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第2回検討委員会 (3/12)</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 課題共有・方向性の確認</li> <li>■ 整備コンセプト(案)提示</li> <li>■ 必要調査の計画報告</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 0 auto;">第3回検討委員会 (2/7)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 調査結果の報告</li> <li>■ 課題解決の方向性の報告</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; margin: 0 auto;">第4回検討委員会 (本日)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ソフト施策企画報告</li> <li>■ 仮称バスタ新潟上部空間の活用についてとりまとめ報告</li> </ul>
連携	反映		反映
新潟駅周辺 広域交通事業 計画検討会	マーケット サウンディング 調査資料等		事業スキーム・募集要項などの検討
			事業スキーム・ 募集要項等

## 2. 仮称バスタ新潟上部空間等の活用について

### 2-2. これまでの主なご意見（「仮称バスタ新潟上部空間等」に関する意見のみ抜粋）

開催回	主なご意見	対応の考え方
第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺施設とのバッティングを避け、公共性の高いものを入れていくことが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 仮称バスタ新潟の上部空間への公共施設の必要性については市全体のまちづくりの観点から検討していく。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仮称バスタ新潟に隣接する西側連絡通路を含めた整備計画としていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 仮称バスタ新潟と一体施設として整備する方向性で「新潟駅周辺広域交通事業計画検討会」と連携し検討していく。</li> </ul>
第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仮称バスタ新潟の整備の条件として、「新潟駅南口広場（再編）整備コンセプト（案）」に合致するものなど、公募時の仕様書（公募資料等）に盛り込むことも必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 次ページにて整理。</li> </ul>
第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲食施設が多い「CoCoLo新潟」オープン後の市民ニーズ調査結果において、更なる「飲食施設」のニーズが多いことについては疑問が残る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ CoCoLo新潟に多数の飲食施設があり、需給バランスを鑑みると、「飲食施設」は仮称バスタ新潟の上部空間に誘導する施設としての優先度は高くないと考える。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仮称バスタ新潟の上部空間に市民ニーズ調査結果でニーズの多い「時間貸し駐車場」を設けることは、斜路の整備や高度利用の観点から見ると効率的ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ハード施策の比較案から「一般車整理場」や「時間貸し駐車場」を設けた場合、バスと一般車両の錯綜による周辺道路等の交通混雑が懸念され、歩行者動線においても上下移動が発生するなど、シームレス化が困難であるため不適と考えるが、事業公募における周辺環境や施設への配慮事項とする。</li> </ul>

## 2. 仮称バスタ新潟上部空間等の活用について

### 2-3.これまでの検討委員会を踏まえた仮称バスタ新潟上部空間等の活用について（とりまとめ）

#### 市として「仮称バスタ新潟の整備」に望む事項

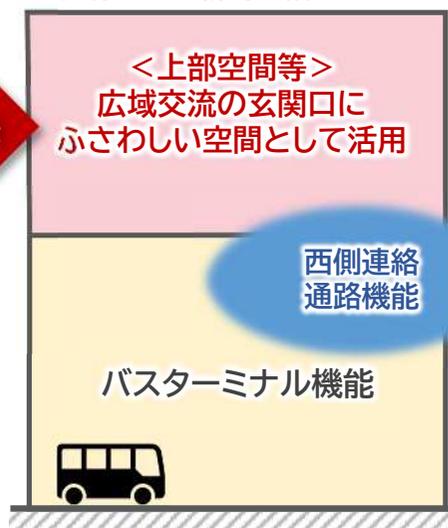
1. 「**仮称バスタ新潟の整備**」は、バスターミナル機能単独ではなく、上部空間等の活用と現状の西側連絡通路機能を維持した施設として整備すること。
2. 「**上部空間等の活用**」は、南口広場を含めた広域交流の玄関口にふさわしい空間として活用すること。
3. 「**導入機能**」は、事業者公募段階において、本検討委員会で議論した内容や市の上位計画を踏まえつつ、事業者からの提案を「広域交流・賑わいの創出」や「平時・災害時の公益性への配慮」など下記5項目を基本とし、適切に反映、設定すること。

#### 検討委員会で議論した内容

- 新潟駅南口広場（再編）整備コンセプト
  - ・交流・賑わい空間としての活用
  - ・災害時にも柔軟（リバーシブル）に活用できる空間
- 西側連絡通路の将来維持管理体制の構築
  - ・仮称バスタ新潟整備後の単独維持管理が困難
  - ・仮称バスタ新潟と一体施設としての整備が望まれている

反映

#### 仮称バスタ新潟整備イメージ



#### 新潟都心地域を対象とした市の上位計画

- 立地適正化計画（H29.3公表）
  - ↳都市機能誘導施設（重点エリア）
- 新潟都心地域都市再生緊急整備地域  
地域整備方針（R3.9公表）
- 新潟駅・万代地区周辺将来ビジョン（R5.3公表）
  - ↳駅南ストリート

#### 事業者公募における「導入機能」の基本的な配慮事項(案)

##### 1. 広域交流・賑わいの創出

- 市民の憩いの場や観光交流人口増加など県内外の来訪者の利用に資する機能

##### 2. 関連する市の上位計画を踏まえた機能

- 市のまちづくりに資する機能  
例)立地適正化計画「都市機能誘導施設(重点エリア)」の機能

##### 3. 平時・災害時の公益性の配慮

- 災害時にも柔軟(リバーシブル)に活用できる空間整備や機能

##### 4. 西側連絡通路機能の維持

- 将来の維持管理を考慮した通路機能や空間整備

##### 5. 周辺環境・施設への配慮

- 歩行者・バス・一般車等のネットワークや周辺施設への配慮  
例)周辺道路の交通混雑への配慮、アンブレラフリーな歩行者動線

##### 導入が認められない機能（施設）の例

- ・風営適正化法に該当する施設
- ・暴力団不当行為防止法に該当する機能

※上記観点のほか、市の賑わいの創出等に資する機能は評価対象とする